

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	航空法の一部を改正する法律
規制の名称	無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域及び無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法等を定める(航空法第2条第22項、第132条、第132条の2、第157条の4)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省航空局安全部安全企画課
評価実施時期	令和3年3月19日
事前評価時の想定との比較	事前評価後、無人航空機の技術革新は更に進展し、安価で高性能な無人航空機が急速に普及したことにより、個人での無人航空機の利用、更には物流への活用も始まりつつあるなど、それまで以上に利用の幅が広がっており、無人航空機の利用はさらに拡大していることから安全上の懸念は増加しており、当該規制の必要性は高まっている。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時点において遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の見込みと比較することはできないが、平成30年4月からはドローン情報基盤システムを利用したインターネットからの申請も開始され、申請に必要な手続負担が軽減している。
(行政費用)	事前評価時点において行政費用を定量化していないため、事後評価時点の見込みと比較することはできないものの、ドローン情報基盤システムによるインターネットを活用したオンラインでの申請受付により無人航空機の飛行に係る許可・承認に係る審査手続の軽減が図られている。
(効果)	平成28年度と比較して令和元年度において、無人航空機の飛行に係る許可申請件数が約3.5倍に増加しているのに対し、無人航空機の事故報告件数は約1.5倍の増加となっている。許可申請件数に対する事故報告件数の割合は、平成28年度と比較して令和元年度は約6割減少しており、ルールへの定着は事故の抑制に寄与している。
(便益(金銭価値化))	当該規制の新設の効果は定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	当該規制に係る遵守費用や行政費用については、インターネットを活用したオンラインでの申請受付の開始により、申請に必要な手続負担、許可・承認に係る審査手続の軽減が図られている。 無人航空機を飛行させる際の基本的なルールを定めたこと等により無人航空機の飛行に関する安全の確保が図られ、無人航空機の数増加、活用場面の拡大に比べて相対的に事故発生が抑制されていることが推定される。副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。 当該規制の効果は費用を上回ると考えられ、今後も無人航空機の更なる利用拡大に対応しつつ事故の抑制を図る必要があることから、当該規制を継続しつつ、必要な制度の見直しの検討をする。
備考	